

後期高齢者医療制度の資格確認書を更新します

- ・現在みなさまがお持ちの資格確認書の有効期限は7月31日(木)までです。8月1日(金)から使用していただく資格確認書を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便で送付します。
 - ・資格確認書の色は、若草色から青色に変わります。
 - ・資格確認書は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日(金)以降に医療機関等で受診するときは、必ず新しい資格確認書を提示してください。マイナ保険証を利用されている方は引き続き利用できます。
 - ・期限が過ぎました保険証および資格確認書は、ご自宅において破棄してください。
- ※今回の更新から限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証は資格確認書に併記されます。

後期高齢者医療保険料率が決定します

7月中旬に「令和7年度 後期高齢者医療保険料額 決定通知書」を送付します。

【保険料の支払方法】

- ・原則年金からの引き落としとなります(特別徴収)。ただし、後期高齢者医療制度に加入後半年程度の間や、年金の額が年間18万円未満の方または介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合は、引き落としとはなりません。
- ・年金からの引き落としとならない方については、口座振替や納付書で個別に納めていただきます(普通徴収)。

●問合せ先

<制度に関するご質問> あいち後期高齢者医療コールセンター

☎0570-011-558

(令和8年3月31日(火)までの午前8時45分~午後5時15分)

※土曜・日曜・祝日および年末年始(12月29日~1月3日)を除く

※7月12日(土)~8月31日(日)のみ土曜・日曜および祝日も開設

<その他に関するご質問> 民生部住民課



手続の概要

ひとり親家庭等に対する手当

児童扶養手当(国制度)

支給対象者

父または母に重度の障がいのある家庭、ひとり親家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童(児童に障がいがある場合は20歳未満)を養育している方

●手当月額

| | | |
|---------|------|-----------------|
| 第1子 | 全部支給 | 46,690円 |
| | 一部支給 | 46,680~11,010円 |
| 第2子以降加算 | 全部支給 | + 11,030円 |
| | 一部支給 | + 11,020~5,520円 |

愛知県遺児手当

●支給対象者

父または母に重度の障がいのある家庭、ひとり親家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を養育している方

●手当月額(児童一人につき)

| | |
|---------------|--------|
| 支給開始 1~3年目 | 4,350円 |
| 4~5年目 | 2,175円 |
| 6年目以降 | 支給対象外 |

飛島村遺児手当

●支給対象者

愛知県遺児手当に同じ

●手当月額(児童一人につき)

| | |
|----|--------|
| 一律 | 3,200円 |
|----|--------|

障がいのある方等に対する手当

特別児童扶養手当(国制度)

●支給対象者

① 20歳未満の身体障害1~2級程度または療育手帳A判定程度の児童を養育している方
② 20歳未満の身体障害3級(4級の一部含む)程度または療育手帳B判定程度の児童を養育している方

●手当月額(児童一人につき)

| | |
|----------|---------|
| ①に該当する児童 | 56,800円 |
| ②に該当する児童 | 37,830円 |

在宅重度障害者手当(県制度)

●支給対象者

① 身体障害1~2級で療育手帳A判定の方のうち在宅の方
② 身体障害1~2級の方、療育手帳A判定の方、身体障害3級の障がい有し療育手帳B判定の方のうち在宅の方

●手当月額(一人につき)

| | |
|---------|---------|
| ①に該当する方 | 15,500円 |
| ②に該当する方 | 6,750円 |

手当に係る注意点

●所得制限

飛島村遺児手当以外は、所得制限があります。所得の金額により支給対象外となる場合があります。

●障がいの程度

支給対象者とされている程度の障害者手帳等をお持ちの場合でも、診断書等の要件により認定されない場合があります。

●生活の状況

長期入院(3カ月以上)や施設入所、婚姻(事実婚を含む)等、生活状況により支給対象外となる場合があります。

●問合せ先

民生部住民課

国民健康保険からのお知らせ

●新しい資格確認書・資格情報のお知らせを送付します

現在皆さまがお持ちの国民健康保険被保険者証または資格確認書の有効期限は、7月31日(木)までです。8月1日(金)から使用していただくものをマイナ保険証の保有状況に応じて、資格確認書または資格情報のお知らせを7月中旬から下旬にかけて送付します。従来世帯ごとに送付していましたが、今回からは個人ごとへの送付となります。

有効期限が過ぎた保険証等は使用できませんので、ご自宅において破棄してください。

今まで70歳以上75歳未満の被保険者の方に負担割合が記載された高齢受給者証を交付していました。マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みに移行したことに伴い、負担割合は資格確認書に併記されますので、8月1日(金)以降は交付しません。

●忘れていませんか

会社の健康保険等に加入された

場合は、必ず14日以内に国民健康保険の資格喪失の届出をしてください。マイナ保険証登録をしている場合でも保険者への届出は引き続き必要です。ご注意ください。

●問合せ先

民生部住民課

振り仮名の通知について

5月26日(月)に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることになりました。本籍地の市区町村長から戸籍に記載される予定の振り仮名が通知されます。通知の振り仮名が正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。本村では7月末頃発送予定です。通知が届いたら、必ず内容を確認してください。戸籍の振り仮名制度について、詳しくは法務省ホームページでご案内していますので、ご参照ください。

●問合せ先

民生部住民課



法務省ホームページ

高齢者世帯等への家具転倒防止器具取付事業のお知らせ

地震における家具転倒等による身体への被害を最小限にするために、高齢者・障がい者の世帯に対し、家具転倒防止器具の取付けを支援します。

●対象世帯

- ・65歳以上のみの世帯
- ・障がい者手帳の交付を受けている方のみの世帯

●対象家具(10力以内)

テレビ 台書棚・食器棚等
テレビ等電化製品

●取付条件

- ① 釘・ネジ・L型器具などを使用し固定できることとします。
- ② テレビ等電化製品は、粘着パット式となります。
- ③ 取付後は、家具等の移動や取り外しをしないようにしてください。
- ④ 取付支援は、1世帯に1回とします。
- ⑤ 取付けに係る片付け等の準備はご自身で行ってください。

●費用

無料(ただし、取付けに必要な補

強材とそれに係る工賃は除く)
●申込み・問合せ先
すこやかセンター内福祉課

就学援助について

本村では、お子さんを小・中学校に就学させることに経済的な理由でお困りの方に対し、学用品費・修学旅行費などの一部を援助する事業を行っています。

●対象

- ・村民税が非課税または減免された家庭
- ・児童扶養手当が支給された家庭
- ・その他経済的に困りの家庭

●問合せ先

中央公民館内教育課





食を楽しむとびしま シヨツカン 会員募集

「食生活改善推進ボランティア
養成講座のご案内」

「食を楽しむ」とびしまシヨツカンとは？

研修会で学んだことを活かして、子どもたちへの調理実習や村の教室での試食づくりのお手伝い、キラリとびしまのびのび体操の普及啓発などの主に食生活改善に関するボランティア活動を行っています。

今回、食生活改善推進ボランティア養成教室を開催し、教室終了後に「食を楽しむ」とびしまシヨツカン」の会員のみなさんと一緒に活動を行っていく仲間を募集します。

●日程

9月3日(水)・10月1日(水)・
11月5日(水)・12月10日(水)
令和8年1月7日(水)・2月4
日(水)・3月4日(水)

※日程は変更になる場合があります。

●時間

午前9時～午後1時30分

(内容によって変更になる場合があります)

●場所

すこやかセンター内

保健センター

●内容

食生活改善に関する講話・パランスの良い献立の調理実習、ボランティア体験

●対象者

在住で食生活改善に興味があり、終了後に「食を楽しむ」とびしまシヨツカン」の会員としてボランティア活動できる方。

●申込方法

8月8日(金)までに、すこやかセンター内保健環境課へ来所または電話、もしくは次の二次元コードよりお申込みください。



あいち電子申請
届出システム

さくら作業所 宿泊訓練のお知らせ

さくら作業所を利用した宿泊訓練を次のとおり実施します。

●日程

1回目 7月26日(土)～27日(日)
1泊2日

2回目 8月23日(土)～24日(日)
1泊2日

3回目 9月27日(土)～28日(日)
1泊2日

4回目 10月25日(土)～26日(日)
1泊2日

時間：土曜日午後4時～日曜日
午前9時30分

クーリングシエルトー (指定暑熱避難施設)の 開放について

「熱中症特別警戒アラート」が発表された際、危険な暑さから身を守り、自由に休憩していただけるように、冷房設備を有する施設を「クーリングシエルトー」として開放しています。

●期 10月22日(水)まで

●開放時間

各施設により異なりますので、村公式ホームページをご確認ください。

●場所

役場・すこやかセンター・中央公民館・敬老センター

●受入可能人数 各施設10名程度

●注意事項

・飲料は各自でご持参ください。
(各施設に自動販売機はありません。)

・休憩場所は各施設のロビーなどの指定された場所となります。
・その他、利用にあたっては各施設の指示に従ってください。

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課